

平成 30 年度三重県広報紙「県政だより みえ」版下制作等業務にかかる 企画提案書作成にあたっての編集方針

平成 30 年度三重県広報紙「県政だより みえ」版下制作等業務にかかる企画提案書の見本（4月号）は、以下の編集方針に則り作成してください。

1. 三重県広報紙「県政だより みえ」発行の目的

県民の皆さんの県に対する理解や共感、信頼を深めるためには、必要な県政情報を県民の皆さんに正しく的確に伝え、県民の皆さんの県政への積極的な参画を促していく必要がある。

そのため、県民の皆さんに、県政をより身近に感じ、ともに考え、行動してもらえよう、県の政策や考え方などを分かりやすくお伝えする「県政だより みえ」を毎月発行する。

2. 紙面の構成

・表面（1 頁）……タイトル、県章、発行号名や発行日など発行に関する情報、
連載企画の紹介、特集記事（1～3）、他

・表面（2～3 頁）…特集記事（1～3）、他

※特集は県の重要施策等で、その数は号により異なる

・裏面（4 頁）……連載企画（読みもの）、有料広告、その他（提案記事等）

※1 頁～4 頁のどこかに、データ放送、PDF 版や電子ブック版、声の三重県だより等いろいろな「県政だより みえ」の紹介、編集・発行・問い合わせに関する情報を掲載すること。（データ放送は、毎号への掲載は必須ではない。どのように周知するか提案を行うこと。）

3. 全体の編集方針

県民の皆さんに伝えたいことや行動に移してもらいたいことを明確にし、それが最も効果的に伝わるよう、また、県民の皆さんが手に取って読みたくなるよう、以下の(1)～(7)に配慮し、インパクトがあり読みやすくわかりやすい紙面とする。

(1) 文章は簡潔にし、接続語を多用しない。

(2) 写真やイラスト、図表等を効果的に活用する。

(3) 文章や写真・イラスト等の内容や色づかいについては、人権およびユニバーサルデザインに配慮する。

(4) 読み手を本文へ導く見出しやキャッチコピーに工夫する。

(5) 一般的でない専門用語の使用は避ける。やむを得ず使用する際は注釈を記載する。

注釈の数は、目安として、1 つの特集で 1 ページ 1 点までとする。

(6) 文字の大きさや書体などは原則次のおりとする。

・書体はゴシック体、明朝体を使用する。

- ・本文で使用する文字の大きさは12ポイント(pt)とする。
- ・漢字は常用漢字表を基準とし、中学生にとって難しい漢字、難解と思われる表現を目安にルビを振る。(「新聞用字用語集」に則り、平仮名表記や言い換えを行う。)
- ・レイアウトは縦組みを基本とし、効果的に横組みを使用する。
- ・然るべき理由により、これらの基準に則らない場合においても、読みやすさ、わかりやすさに配慮する。

(7)データ放送やウェブ、テレビ・ラジオの県政番組等、さまざまな媒体で関連情報を入手できることを明記し的確に誘導するとともに、担当課等の連絡先を記載する。

4. 各ページの編集方針

《表面／1頁》

(1)政策情報を伝える県の広報紙であるという使命を順守しつつ、タイトルや写真等を工夫して、インパクトがあり興味を引く内容とする。

(2)本文で使用する文字は12pt、文字量230文字以内を原則とする。

(例：H29.10月号「特集1」)

《中面／2～3頁》

(1)各特集の配置場所などレイアウトについては、タブロイド判見開きの紙面の大きさを最大限生かせるよう、特集の数や掲載する図表等の内容から柔軟に判断する。

(2)本文で使用する文字の大きさや文字量の目安は、次のとおりとする。

・紙面1頁を分量とする特集の場合・・・12pt、500文字以内(例：H29.10月号「特集1」)

・紙面1/3を分量とする特集の場合・・・10pt、200文字以内(例：H29.10月号「特集2、3」)

《裏面／4ページ》

【連載企画(読みもの)】

(1)タイトルは、県民の興味・関心を引くものとなるよう工夫する。

(2)本文で使用する文字は10pt、文字量は800文字以内を原則とする。

(例：H29.10月号「知事が行く！突撃取材！」)

【提案記事】

(1)読みやすさ、わかりやすさに配慮する。